

○佐賀県警察職員の希望による降任に関する訓令（概要）

平成24年9月24日

本部訓令第11号

この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定に基づき、佐賀県警察職員の能力と意欲に応じた任用を行い、組織の活性化を図るため、職員の希望による降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 対象職員
- 降任の申出、調査
- 降任の決定

などの項目からなっている。